

象徴の役割 困難と判断か

京都産業大名誉教授 所功氏



天皇陛下が生前退位の意向を示されていることについて、皇室制度について詳しい所功京都産業大名誉教授に、現在の制度における課題や歴史的な経過について聞いた。(聞き手・松尾浩道)

日本国憲法は天皇の国事行為を代行する摂政の規定を持つが、基本的には天皇の終身在位を前提としている。ところが、天皇陛下は高齢になられたことで、憲法の定める「象徴」としての役割を果たすことが難し

くなるとお考えになったのだろうか。生前退位には、皇室典範と皇室経済法の改正が必要になるが、そのような議論を始めてほしいとのご意向をお持ちになっていると推察する。

飛鳥、奈良時代以降、日

本の天皇は、約半数が生前退位している。明治以降、生前退位がなくなった主な理由は、皇位継承にかかる争いを回避し、政治的な安定性を求めるためだと言える。海外の王室でも、近代では終身在位が一般的になった。

制度は時代とともに変わる。天皇陛下が将来の陵墓の在り方について過去の歴史を踏まえながら新たな提案をなされたように、皇室の制度についても将来を見通した見直しが必要になるだろう。

平成28年(2016年)7月14日(木曜日) 本版 朝刊 3面 朝刊16版

(京都新聞)